

野間道場道好会 運営規約実施細則

第1条（会員）

野間道場道好会運営規約（以下、規約）第4条（会員）に関し、以下のとおり定める。

1. 賛助会員

正会員および特別会員は、入会希望者の入会申請時に推薦者となることができる。推薦者は入会者の人物を保証し、「入会申込書」に署名捺印する。

2. 正会員

賛助会員として入会后5年以上経過し、その期間中に遅滞なく会費を納付し、会の活動に理解と協力を示すとともに積極的な貢献が認められることを要件として、役員は正会員への昇格候補者を役員会に推薦することができる。

役員会での審議において、過半数以上の賛同をもって正会員への昇格を承認する。

ただし講談社剣道部長によって講談社剣道部に所属すると認められた者は、道好会正会員の資格を有するものとみなす。

3. 役員会による会員への処分内容として以下を予定する。

- ① 嚴重注意
- ② 道場への出入り自粛勧告（1ヶ月～3ヶ月）
- ③ 道場への出入り禁止（3ヶ月～1ヶ年）
- ④ 退会処分（退会后1年間は再入会を認められない）

4. 処分の対象となる不適切行為について

- ① 道好会運営に関する規定類に反する言動によって、道好会の運営に重大な支障が発生したと認められる場合
- ② 道好会もしくは道好会会員の名誉や品位を毀損する言動があった場合
- ③ パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、コンプライアンスの観点から不適切と認められる言動があった場合
- ④ 傷害・窃盗その他、法規に違反する行為があった場合
- ⑤ 役員会の承認なく講談社敷地内に自家用車を駐車した場合、または許可された時間外に駐車した場合
- ⑥ 3年以上の期間にわたって年会費を滞納し、納付の督促に応じない場合
- ⑦ 講談社第一別館内にて、喫煙等火気取扱いの事実があった場合
- ⑧ 講談社第一別館内にて、役員会の承認なく物販・サービス勧誘その他の商行為を行った場合。商業利用を目的とした写真や動画の撮影およびそのウェブ拡散等の行為も、商行為に含むものとする
- ⑨ 講談社第一別館内にて、役員会の承認なく各種団体等への加盟勧誘のための行為を行った場合
- ⑩ 道好会の規定や運営実務に異議を唱える目的で、集団的な反対活動を企図した場合
- ⑪ 面具を正しく着装しないまま列に並ぶ等の道場内での礼儀作法に欠ける行為や、稽古相手への敬意に欠ける行為、粗暴な言動等が認められ、役員・運営委員から是正が求められたにもかかわらず同様の行為が繰り返される場合

第2条（役員）

規約第6条（役員等の選任および任務）に関し、以下のとおり定める。

1. 事務局の任務について

役員会および講談社ならびに野間文化財団との協議に基づいて、必要な施策の企画および進行や、運営体制の整備にあたることを任務とする。任務の遂行にあたっては、補佐にあたる人員を道好会会員から選任し、適切に配置することができる。ただし必要な予算措置については、代表および会計担当役員の承認を要件とする。

2. 会計担当の任務について

年会費および入会金の入金を保管・記録し、道好会の運営に関する金銭出納を取り扱い、収支を管理することを任務とする。小口の金銭出納等の日常的な実務については、担当役員が道好会会員から補佐役を選任することができる。会計年度末には決算内容を役員会に報告し、会計監事の監査を受けた上で、総会にて報告する。

3. 道場管理担当の任務について

道場および付帯する設備について、適切で安全な運用のための管理を行い、必要に応じて講談社ならびに野間文化財団に状況を報告する。

第3条（運営組織）

規約第8条（役員会）に関し、以下のとおり定める。

1. 役員会の議事整理および会議の進行は、役員会事務局が担当する。

2. 役員会開催後は速やかに会議の議事録を作成し、道好会の円滑な運営のために全役員および全運営委員で共有する。

3. 役員会決定事項を含む本会の活動は、講談社および野間文化財団の管理と承認の下で実施されるものとする。

第4条（会計）

規約第9条（会計）に関し、以下のとおり定める。

1. 慶弔・傷病見舞い

見舞い額は、道好会への貢献度に応じて役員会にて決定するが、概ね下記の範囲とする。適用対象は会員本人のみとする。

御霊前 : 10,000 円～30,000 円

供花 : 10,000 円～30,000 円

傷病見舞 : 5,000 円～10,000 円

2. 指導謝礼

特別会員への指導謝礼として、範士：年額 100,000 円、教士：年額 60,000 円を上限額として規定し、本会会計年度の半期ごとにその半額を「竹刀料」として贈呈することができる。贈呈対象者は役員会で決定する。また、特別会員が道好会での指導に使用して破損した剣道具（防具）について、その修繕費用を道好会予算から支出することができる。

3. 盆歳暮の贈答

道好会活動に対して貢献のあった場合の謝礼として、盆歳暮を贈答できる。贈答対象者は役員会で決定する。贈答額は、道好会への貢献度を勘案して役員会で決定するが、概ね下記の範囲とする。

盆歳暮 : 5,000 円～10,000 円 (送料等を含まない)

第5条 (会費)

規約第10条 (会費および入退会) に関し、以下のとおり定める。

1. 講談社剣道部に所属し、剣道部に所定の会費を納付する者は、道好会の年会費納付を免除する。

第6条 (外来参加)

規約第11条 (外来参加) に関し、以下のとおり定める。

1. 外来参加者を紹介する者は、当該外来参加者に対して、道好会の運営規約や礼式に関して適切に指導する義務を負う。外来参加者に運営規約等に反する言動がある場合、再度の来場を認められない場合がある。
2. 特別な許可のない限り、外来参加者は竹刀・稽古着・剣道具等をその都度持ち帰ることとする。

第7条 (雑則)

規約第13条 (雑則) に関し、以下のとおり定める。

1. 傷病発生時の救急搬送は、講談社警備室に確認の上、役員または運営委員から要請する。
2. スポーツ保険については、会員各個人で加入判断することとする。

第8条 (附則)

規約第15条 (実施細則の制定) に関し、以下のとおり定める。

1. 本実施細則は、道好会運営規約と同様の手続きによって施行されるものとする。

施行 2026年1月25日